

委員会提出議案第6号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月28日提出

南相馬市議会議長 細田 廣 様

提出者 文教福祉常任委員長
太田 淳 一

学校給食費の無料化を求める意見書（案）

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速にふえてきています。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町を初め、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せています。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減されます。

また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯がふえている現状もあります。夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからに痩せ細って始業式を迎える子や、学校給食が唯一栄養バランスのとれた食事だという子も見受けられます。

2017年2月、新日本婦人の会の福島県本部は「子育て世代の要求をつかもう」と、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1,717人から回答を得ました。「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、次いで2位が給食費でした。

2010年、栃木県大田原市が学校給食無料化を実施する際、学校給食法との整合について文部科学省に問い合わせたところ、「学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めており、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている（「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答説明に記述）。また、負担軽減の手続論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる」との回答を得ています。

学校給食は「食育」と位置づけられ、教育活動の一環です。文部科学省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することが可能です。

また、約80億円の県予算があれば、全市町村で無料化が実施できることが試算されています。よって、南相馬市議会は、県が掲げる「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」の実現に向けて、県の事業として学校給食費の無料化を実施することを求め、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年 9 月 28 日

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

福島県知事 様